

令和 7 年 第 1 回 臨 時 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|---------|---------------------|--------------------------|
| 1. 開催日時 | 令和7年1月17日（金） | 午前 9時00分から
午前 9時15分まで |
| 2. 出席委員 | 関文夫、小田克彦、矢野きく子、大橋康男 | |
| 3. 出席職員 | 古沢一憲、坂巻隆征、齋藤 寛 | |
| 4. 会議次第 | | |

○ 関委員長

定刻になりましたので、令和7年第1回臨時委員会を開会いたします。

出席委員が過半数を超えていますので委員会は成立といたします。

それでは、本日の議案は1件と報告事項となっていますので、よろしくお願いいたします。

では、議案第1号「令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出について」の1議案を議題といたしますが、この議案に関しまして利害関係がある場合はその議事に参与できないことから、私は退席しますので、会議の進行を委員長職務代理者の小田委員にお願いします。

小田職務代理者、よろしくお願いいたします。

○ 小田職務代理者

ご指名がありましたので、職務代理者の私が会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、議案第1号「令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出について」を審議いたします。

事務局より説明を願います。

○ 事務局

議案第 1 号 令和 6 年 1 2 月 1 5 日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出
について

（説明）令和 7 年 1 月 8 日に実施をいたしました口頭意見陳述の議事録、その際に提出をされました証拠説明書とその資料、1 月 14 日に郵送にて提出をされました異議申出の趣旨の追加資料を配布させていただいておりますのでご確認ください。

本議案につきましては、本人に決定書の交付及び告示をすることとなります。

本異議申出は、公職選挙法第202条第1項に基づき提出されたもので、申出人が令和6年12月15日執行の国立市長選挙の無効を求める申し出でございます。

決定書（案）の2ページ目の「2. 法令等の定め」をご覧ください。

選挙の効力に関する争訟は、選挙無効の原因となり得るべき違法事由は、公職選挙法第205条第1項の規定により「選挙の規定に違反することがあ

り」、かつ「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られるとしています。

この「選挙の規定に違反すること」についての判決は、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない」と判示しています。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」について判決は、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」と判示しています。

3 ページ目の「3. 当委員会の判断」の部分をご覧ください。

申出人の主張は、いずれも選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反に関するものであり、上記のとおり、選挙の規定に違反することに該当しないため、選挙無効の理由足り得ないものであります。

また、口頭意見陳述手續における申出人の主張や、申出人が別途提出した証拠説明書と題する書面及び資料を検討しても、選挙の規定に違反する事実は見いだせないことから、およそ選挙無効の理由足り得ないと結論付け「棄却」と判断しております。

以上で、議案第1号「令和6年12月15日執行国立市長選挙の効力に関する異議申出について」の説明をおわります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○ **小田職務代理者**

説明が終わりました、何か質疑等ございますか。

○ **大橋委員**

申出人の主張している内容について、真偽の検証はしたのですか。

○ **事務局**

先ほど、ご説明したとおり、主張の内容が選挙の取締りないし罰則規定違反に関するものであるため、事務局の管轄外になるため、検証はしておりません。

○ **小田職務代理者**

他に質問が無ければ、お諮りします。この議題にご異議はございませんか。

(委員より「異議なし」の声)

○ **小田職務代理者**

ご異議なければ原案のとおり決定いたします。

ここで、会議の進行を委員長と交代いたします。

○ **関委員長**

小田職代理人、ありがとうございました。ここからは、私が会議の進行を務めさせていただきます。

続きまして、事務局から報告事項についてお願いします。

○ **事務局**

（報告）本日の決定を受けまして、この後告示を行い、申出人に通知をします。申出人がこの決定に不服がある場合は、到着から21日以内に東京都選挙管理委員会へ不服審査申立を行うということになります。そこから60日以内に審査結果を出し、その結果次第で東京高裁に訴訟という流れになります。

次に、以前にお話をさせていただきました2月19日（水）午後3時からホテル日航立川東京において開催されます「令和6年度東京都市選挙管理委員会連合会委員長・委員合同研修会」への委員の皆さんの参加希望を確認させていただきたいと思います。

○ **関委員長**

何か質疑等がありますか。

○ **各委員**

（質疑等なし）

○ **関委員長**

以上で令和7年第1回臨時委員会を閉会する。

国立市選挙管理委員会規程第7条第2項により署名します。

令和7年3月3日

委員長 関 文 夫

職務代理人 小 田 克 彦

委員 大 橋 康 男

委員 矢 野 き く 子